

市役所からの お知らせ



*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/

■8月13日(水)は、各地区コミュニティセンターを休館します。ご了承ください。生活総務課 ☎(066)20036

イベント主催者の火気器具取り扱いの安全対策を強化するため、条例を一部改正



昨年8月に京都府で発生した福知山花火大会での火災を踏まえ、「秋田市火災予防条例」の一部を改正しました(施行は平成26年8月1日)。

条例では、催しなどで対象火気器具(下段参照)などを使用する際に、消火器の準備や消防機関への届出を義務づけたほか、屋外での大規模な催しの主催者に対して、防火担当者の選任や火災予防上必要な業務の計画作成を義務付けました。

イベントなどを行う際には、次の改正のポイントを守って、安全対策を図りましょう。詳しくは、市ホームページをご覧ください。市消防本部予防課へお問い合わせください。☎(823)4247

■改正のポイント
①催しで対象火気器具を使用する

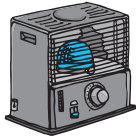
②催しで、対象火気器具を使用する露店を開設する場合は、管轄する消防署長に届出をすること
③消防長が指定した、「指定催し」を主催する場合は、防火担当者を選任して火災予防業務計画を作成し、開催14日前までに消防長に提出すること

*火災予防業務計画を提出しなかった場合は、30万円以下の罰金となります。

対象となる催し▶祭礼、緑日、花火大会、展示会など

*家族や友人などによるバーベキューなど、個人的なつながりによるものは対象外です。

対象火気器具▶液体燃料を使用する器具(自家発電機、石油ストーブなど)、固体燃料を使用する器具(炭火コンロ、七輪など)、気体燃料を使用する器具(ガスコンロ、グリドルなど)、電気を熱源とする器具(電熱器、電気ストーブなど)、火災の恐れがある器具(火消しつぼなど)



指定催し▶祭礼、緑日、花火大会など大勢の人が集まる屋外の催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に、人命や財産に特に重大な被害を与える恐れがあると認めるもの

迅速な救助対応に感謝状を贈呈



最上政晃さん(右)と佐藤涼平さん

7月9日、秋田消防署で、消防協力者の最上政晃さんと佐藤涼平さん(ともに三国商事(株)秋田臨海給油所勤務)へ感謝状の贈呈式が行われました。

6月19日、勤務先近くで発生した自動車と自転車の衝突事故により、車と路面に挟まれた傷病者に気付いた2人は、店舗にあった油圧ジャッキなどを使い車を持ち上げるとともに、二次的危険を防ぐ行動を取りました。2人の冷静で適切な判断により、その後到着した消防隊は傷病者を短時間で救出し、状態を悪化させることなく医療機関へ搬送することができました。

「奇贈ありがとうございました」
「ございました」

◆秋田みなと振興会から土崎港曳山まつりをテーマにした漫画本

秋田みなと振興会(矢吹達夫会長)から、文化庁「文化遺産を活か



7月11日の贈呈式で。左から、港北小の加藤校長、秋田みなと振興会・矢吹会長、将軍野中の三浦校長、越後教育長

した地域活性化事業」の交付金を活用し製作した漫画本「ジョヤサ! 曳山に燃えた夏の夏」(作画は土崎出身の漫画家・倉田よしみさん)約4千300部を、土崎周辺の小・中学校へご寄贈いただきました。漫画本は、地域の伝統行事を次世代に受け継いでほしいという願いを込め、各学校の児童・生徒一人ひとりに配布されました。

◆日本郵便(株)東北支社から

竿燈まつりのデザイン切手

竿燈演技写真を題材にしたオリジナルフレーム切手をご寄贈いただきました。ありがとうございます。



した(上の写真は7月16日に行われた贈呈式で)。切手は秋田市などの郵便局で販売しています(なくなり次第販売終了)。



お盆の供え物は指定場所へ

8月16日(土)は精霊流しです。当日、下記の指定場所にむしろを敷いておきますので、お盆のお供え物は、午前9時までに透明な袋に入れて出してください。決められた場所以外には絶対に置かないようお願いいたします。

問い合わせ 環境都市推進課 ☎(863)6631

秋田地域 (旧秋田市) の指定場所	
旭川筋	堂ノ下橋、水源地跡地入口橋、山内橋、藤倉橋、松原橋、添川橋、新藤田橋、旭川橋、にごりかわはし、中島鉄橋、新中島橋、保戸野新橋、保戸野川反橋、鷹匠橋、とおりまちはし、一丁目～五丁目の各橋、下新橋、刈穂橋、川口橋、旭橋、新旭橋、新川橋
秋田運河	勝平新橋
太平川筋	地主橋、仁部橋、三吉橋、館の越橋、本町橋、木曾石橋、八田橋、旧八田橋、松崎橋、広面一号橋、広面桜橋、桜大橋、横森橋、才八橋、百石橋、太平川橋
猿田川筋	御茶屋橋、猿田川橋、御鷹野橋、下水道汚水中継ポンプ場橋 (左右)、開橋、開一号橋、開二号橋
草生津川筋	外旭川新橋、八柳橋、向山橋、草生津川橋、高野橋、三千刈橋、三本橋、イサノ橋、大道東橋、やばせ橋、面影橋
雄物川筋	秋田大橋、雄物新橋、秋田南大橋
新屋地区	西中学校前新屋排水路
仁井田地区	猿田川端橋、庚塚橋、福島橋、目長田古川橋、下久保古川橋、下久保新橋、御野場新橋、新中島橋
金足地区	黒川橋、片田中橋、福田橋、吉田多目的研修センター前、新高岡橋、浦山ふれあい広場入口、堀内橋、旧岩瀬橋
飯島地区	飯島街道 (西袋ポプラ団地入口排水路橋)
新城川筋	五十丁橋、新城川橋、堀川大橋、飯島川端橋
下新城地区	笠岡公民館前、笠岡橋、堰根公民館前、岩城消防器具置き場前、槻の木公民館前、下小友消防器具置き場前、上小友公民館前、長岡町内入口、青崎消防器具置き場前、幸町町内入口
土崎地区	雄物岸街区公園 (土崎港西二丁目4)
上北手地区	荒巻橋、苗代沢橋
下北手地区	前谷地橋、赤平橋
御所野地区	御所野小学校プール脇の遊歩道
浜田地区	浜田地区コミュニティセンター前
四ツ小屋地区	城下当場公園の橋、下丁公民館の橋
河辺地域の指定場所	
三内川筋	砂子淵橋、わたのは橋、飛沢橋 (繋沢側)
岩見川筋	松沢橋 (鶺鴒)、新川橋、東橋、台橋、野崎橋、岩見大橋、大沢橋、赤平橋、和田大橋 (坂本)、式田橋、中の橋 (戸島)、豊成橋
杉沢川筋	杉沢1号橋
神内川筋	奥出橋、神内橋
梵字川筋	畑ノ沢橋、河辺中学校橋、榊表橋、茱萸野橋
雄和地域の指定場所	
雄物川筋	新波橋、中川橋、水沢橋、黒瀬橋
岩見川筋	本田橋、芝野橋
雄和地区	新不動橋、白山橋、繋橋、銅屋橋、相川橋、平尾鳥橋
沖村地区	沖村2号橋

北部墓地(飯島)の使用
者を募集しています

北部墓地の使用者を募集しています。募集数、永代使用料など、詳しくは生活総務課へお問い合わせください。
対象▼次の項目をすべて満たすかた
・市内に住所または本籍がある
・市内に住所があり、独立した生計を営む保証人を届出できる
・遺骨がありながら墓地がなく寺院や自宅に保管している、または改葬(現在の墓地から遺骨を

すべて移すこと)を希望する
受付日時▶12月26日(金)までの平日、午前8時30分～午後5時15分(予定) 定区画数になり次第終了)
受付窓口▶生活総務課(市役所分館3階) ☎(866)2074

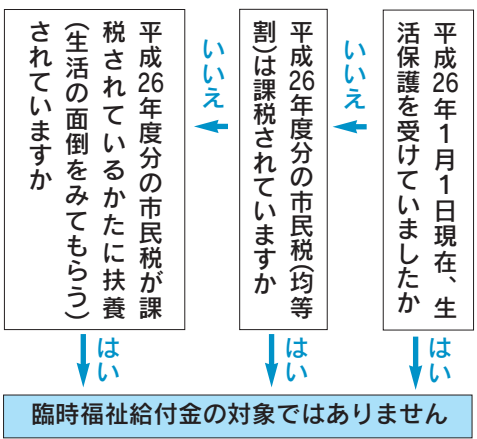
臨時福祉給付金の申請は9月30日(火)まで

市では、消費税率の引き上げに伴い、低所得者の負担を緩和するために支給する臨時福祉給付金の申請を受け付けています。臨時福祉給付金の対象になると

思われるかたのうち、同居の家族全員が平成26年度市民税(均等割)非課税の世帯のかたに、申請書を送付しました。

臨時福祉給付金の申請書が届いていないかたで、支給対象者と思われるかた(下図参照)は、コールセンターにお電話いただくか、福祉総務課窓口(市福祉棟2階)で申請書類をお受け取りください。

●問い合わせ
臨時福祉給付金専用コールセンター(通話無料、平日の午前9時～午後5時)
☎0120749292



臨時福祉給付金の支給対象となる可能性がります(1万円)